令和６年度公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業実施要綱

１　趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作力の向上と、創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、音楽分野における文化庁の「文化芸術による子供育成推進事業（芸術家派遣事業）」（以下「文化庁事業」という。）に合わせて行う、身近で親しみのあるクラシック音楽又は邦楽の公演事業に対する支援を行う。

２　対象団体

次の団体であって、現在継続して本事業を実施している団体を対象とする。

（１）市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）

（２）地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体

（３）地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（２）を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

３　実施団体の決定

地域創造は、上記２の団体から提出された実施申請書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

実施団体の決定は、予算の範囲内で行うものとする。

４　助成対象事業

次により実施される文化庁事業と連携して行われる「芸術家派遣事業に対する支援活動」及び「公演事業」に対し助成する。「公演事業」については、公共ホールにおいて、有料の音楽演奏会を１回開催することとし、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

なお、複数のアーティストを招聘し、アーティストごとに有料の音楽演奏会を開催することも可能とする。

（１）原則として市町村内のすべての小学校又は中学校を対象として実施し、毎年継続して実施すること。ただし、当該市町村に小学校又は中学校が 11 校以上あり、すべてを対象として毎年実施することが困難な市町村にあっては、毎年 10 校以上を対象として実施し、少なくとも５年間ですべての小学校又は中学校を対象とすることとしても差し支えないものとする。

（２）芸術家派遣事業及び公演事業について、地域創造の公共ホール音楽活性化支援事業2023・2024年度登録アーティストを活用すること。

（３）市町村において５年間の実施計画を作成しこれに基づいて実施すること。

（４）助成期間は５年間を限度とする。

５　支援措置

地域創造は､実施団体が実施する助成対象事業に対し次のとおり財政支援を行うこととし、各年度の申請に基づき助成を決定する。

（１）助成額

助成対象経費の３分の１以内

（２）助成対象経費

事業実施に伴う次の経費について、助成の対象とする（限度額100万円（税込））。

ただし、実施団体が「４　助成対象事業」に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

① 芸術家派遣事業に対する支援に係る経費

実施団体が支出した芸術家派遣事業に対する支援に係る経費のうち、ピアノ調律料。

② 公演（対象アーティスト※及び対象アーティストに係る１名の伴奏共演者（邦楽の場合は２名以内の共演者））に係る経費

出演料及びマネジメント料（個別の助成対象上限額は別紙のとおりとする。）、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料。（交通費・宿泊費・日当は、それぞれ実施団体の旅費規程に準じた金額を上限とする。）

※演奏家は別紙の対象アーティストから選定することとする（邦楽以外のジャンルの伴奏共演者は別に１名以内、邦楽の共演者は別に２名以内）。

６　提出書類等

（１）実施申請書及び計画書　…別記様式１－１、１－２、２

令和６年度に本事業の実施を希望する対象団体は、次の関係資料を添えて、令和５年８月25日（金）までに地域創造に申し込むこと。

なお、２（２）又は（３）に該当する団体が申請する場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申書を添付すること（**別記様式１－２**）。

【添付資料】

① 共通資料

・会場パンフレット

・（参考）おんかつ支援アーティスト公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業出演依頼票　…**別記様式３**

② 申請団体が２（２）に該当する場合

・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

③ 申請団体が２（３）に該当する場合

・令和５年度事業概要

・令和４年度決算及び令和５年度予算資料

（２）おんかつ支援アーティスト出演依頼票　…別記様式３

事業内定通知を受理した後に、出演希望アーティストの所属事務所あてに送付すること。

（３）実施計画書及び事業収支予算の内訳　…別記様式４－１、４－２

出演アーティストの所属事務所と連絡調整を行い、日程等を決定の上、令和５年10月27日（金）までに当該書類を提出すること。その際、各助成対象経費については積算根拠を明記もしくは見積書等の資料を添付すること。

（４）実績報告書及び事業収支実績の内訳　…別記様式５－１、５－２、５－３

事業終了後30日以内又は令和７年４月14日（月）のいずれか早い日（必着）までに、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。

【添付資料】

・チラシ、プログラム、写真等

・出演契約書の写し

・助成対象経費に係る領収書等（支払いを証明できる書類）の写し

（５）変更承認申請書又は変更報告書　…別記様式６－１、６－２

助成決定通知を受けた後に申請（計画）内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

① 変更承認申請

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

ア　公演実施会場の変更

イ　その他、事業内容が大幅に変更される場合等、地域創造が特に承認を必要とする変更

② 変更報告

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア　申請者の代表の変更、人事異動等によるその他関係者の変更

イ　その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7　その他

（１）助成・制作協力に関する表示

① 助成の表示

実施団体は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を表示すること。

（表示例）助成：一般財団法人地域創造
　　助成：（一財）地域創造

② 制作協力の表示

実施団体は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

（表示例）制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
　　制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

（２）損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

（３）関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

（４）情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のために資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合、実施団体は協力するものとする。

（５）その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参考　標準的な事業の流れ・手続き等

●令和５年度（事業実施前年度）

実施時期	内容	提出書類
～8月25日	地域創造申請受付（8月25日締切）	※事業申請書等 （別記様式1-1、1-2、2、3）
9月中旬	地域創造事業内定通知 アーティストの所属事務所に出演依頼	※出演依頼票 （別記様式3）
内定通知後	企画内容・アーティストの決定（10月27日締切）	※実施計画書等 （別記様式4-1、4-2）
8月中旬～10月中旬 （予定）	文化庁申請受付 （締切は文化庁のホームページをご確認ください。）	※文化庁様式
2月（予定）	文化庁内定通知	※文化庁様式

●令和６年度（事業実施年度）

実施時期	内容	提出書類
4月	地域創造及び文化庁助成決定通知	
4月～3月	事業の実施	
事業終了後 （30日以内）又は令和7年4月14日のいずれか早い日	実績報告、助成金の請求	※実績報告書等 （別記様式5-1、5-2、5-3）

別　　紙

公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業令和６年度対象アーティストについて

令和６年度の対象アーティストは計108組からなり、助成対象事業の実施に係る出演料の上限額及び助成対象上限額はそれぞれ次のとおりとする。

１　本事業へ令和５年度以降に登録されたアーティスト（登録が４年以内）

ソリスト10名

ジャンル	アーティスト
ピアノ	齊藤一也、實川風、高橋ドレミ
弦楽器	【ヴァイオリン】石上真由子
声　楽	【ソプラノ】梅津碧、竹多倫子
邦楽	【箏・地歌三味線】藤重奈那子、【箏・三味線・唄】川田健太、【歌三線】棚原健太
その他	【パーカッション】新野将之

【出演料及び助成対象上限額】

Ａ　邦楽以外のジャンル

	出演料上限額 （所得税･消費税・マネジメント料含む）	助成対象出演料上限額 （所得税･消費税・マネジメント料含む）
ソロ	192,500円	192,500円
伴奏共演者	115,500円	115,500円
二重奏	346,500円	346,500円
四重奏	500,500円	500,500円

Ｂ　邦楽

	出演料上限額 （所得税･消費税･マネジメント料含む）	助成対象出演料上限額 （所得税･消費税･マネジメント料含む）
ソロ	192,500円	192,500円
二重奏（ソロ）	184,800円	184,800円
二重奏（共演者）	161,700円	161,700円
三重奏（ソロ）	161,700円	161,700円
三重奏（共演者）	130,900円	130,900円

２　本事業へ令和２年度以前に登録されたアーティスト（登録が５年以上）

ソリスト 85 名
アンサンブル 13 組
計 98 組

ジャンル	アーティスト名
ピアノ	川井綾子、高橋多佳子、竹村浄子、白石光隆、田村緑、久保田葉子、佐々木京子、奈良希愛、今野尚美、新崎誠実、新居由佳梨、泊真美子、金子三勇士、岩崎洵奈、岡田奏、酒井有彩、中野翔太【ピアノ・指揮】中川賢一
弦楽器	【ヴァイオリン】高木和弘、大森潤子、礒絵里子、神谷未穂、野口千代光、小野明子、早稲田桜子、高橋和歌、甲斐摩耶、瀧村依里、北島佳奈、松本蘭、坂口昌優【チェロ】長谷部一郎、唐津健、海野幹雄、奥田なな子、加藤文枝
管楽器	【フルート】岩間丈正、岩佐和弘、永井由比、荒川洋、吉岡次郎、森岡有裕子【クラリネット】小谷口直子【ファゴット】藤田旬【サクソフォン】田中靖人、大石将紀、田村真寛、田中拓也【トランペット】辻本憲一、神代修、高見信行 【ホルン】小川正毅、丸山勉、福川伸陽【トロンボーン】加藤直明【テューバ】喜名雅
声　楽	【ソプラノ】沢崎恵美、大森智子、薗田真木子、小林厚子、渡邊史、乗松恵美、廣田美穂【メゾソプラノ】河野めぐみ、菅家奈津子【テノール】中鉢聡、黒田晋也、村上敏明、羽山晃生、中井亮一、糸賀修平【バリトン】吉川健一、ヴィタリ･ユシュマノフ
邦　楽	【箏・地歌三味線】片岡リサ【箏デュオ】Dual KOTO×KOTO

その他	【マリンバ】浜まゆみ、大熊理津子、塚越慎子【打楽器・マリンバ】宮本妥子【パーカッション＆ボイス】野尻小矢佳【クラシック・ギター】益田正洋、松尾俊介【ハープ】福島青衣子【ハーモニカ】小林史真、竹内直子【オカリナ】山本奈央【ピアノデュオ】デュエットゥ かなえ＆ゆかり 、ピアノデュオ ドゥオール【ピアノ＆チェロ】Duo Yamaguchi【クラリネット＆ピアノ】デュオ・レゾネ【フルート＆ギター】泉真由×松田弦【ピアノトリオ】ピアノトリオ・ミュゼ【サクソフォン四重奏】Quartet SPIRITUS、Quatuor B、アーバンサクソフォンカルテット【木管五重奏】Quintet H【金管五重奏】Buzz Five【ブラスバンド】BLACK BOTTOM BRASS BAND

【出演料及び助成対象上限額】

	出演料 (所得税･消費税・マネジメント料含む)	助成対象出演料上限額 (所得税･消費税・マネジメント料含む)
ソロ	※	231,000円
伴奏共演者		138,600円
二重奏		415,800円
三重奏		508,200円
四重奏		600,600円
五重奏		693,000円
六重奏		785,400円

※出演料は、各アーティスト所属マネジメントとの交渉による。一般社団法人日本クラシック音楽事業協会より出演料上限額一覧表の提供あり。

※上記出演料上限額一覧表は、個別に資料送付いたしますので担当者へご連絡ください。